

# 奈良工業高等専門学校女性エンジニア養成推進センター運営委員会規程

平成30年3月27日制定

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、女性エンジニア養成推進センター規程（以下「センター規程」という。）第7条に基づき、女性エンジニア養成推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、女性エンジニア養成推進センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、センター規程第4条の組織をもって充てる。

## (委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

## (事務)

第5条 委員会の事務は、総務課が行う。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。